

「トライオート E T F 取引説明書」の一部改正について

(平成 31 年 2 月 11 日)

現行	変更後
<p>(枠 内) カバー取引について</p> <p>(本 文)</p> <p>1. (省 略)</p> <p>2. (省 略)</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>(5) (省 略)</p> <p>①～③ (省 略)</p> <p>④ (省 略)</p> <p>(a) (省 略)</p> <p>(b) (追 加)</p> <p>(b)～(e) (省 略)</p> <p>⑤～⑦ (省 略)</p> <p>(6)～(10) (省 略)</p> <p>3. (省 略)</p> <p>(1)～(2) (省 略)</p> <p>(3) (省 略)</p> <p>① (省 略)</p> <p>②注文発注時の指値・逆指値価格が以下の場合</p> <p>・<u>買い注文</u></p> <p>カウンター値により発注された指値価格がその時の買い価格 (ASK)を上回った場合またフォロー値による発注された逆指値価格がその時の買い価格 (ASK)を下回った場合</p> <p>・<u>売り注文</u></p> <p>カウンター値により発注された指値価格がその時の売り価格 (Bid)を下回った場合またフォロー値による発注された逆指値価格がその売り価格 (Bid)を上回った場合</p> <p>③ (省 略)</p> <p>(4)～(13) (省 略)</p> <p>4. ～ 5. (省 略)</p> <p>6. (省 略)</p> <p>(1)～(20) (省 略)</p> <p>(21)必要証拠金 保有している建玉を維持するために必要な証拠金です。</p>	<p>(枠 内) カバー取引について</p> <p>(本 文)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(1)～(4) (現行どおり)</p> <p>(5) (現行どおり)</p> <p>①～③ (現行どおり)</p> <p>④ (現行どおり)</p> <p>(a) (現行どおり)</p> <p><u>(b) 銘柄毎の必要証拠金は、前日の終値に概ね 20% を乗じた額です。米国銘柄については、米ドル/円相場の終値によって円換算した額の概ね 20% です。終値ごとの必要証拠金の額については、当社のホームページの取引ルール「必要証拠金」にてご確認ください。</u></p> <p>(c)～(f) (現行どおり)</p> <p>⑤～⑦ (現行どおり)</p> <p>(6)～(10) (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(1)～(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>②注文発注時の指値・逆指値価格が以下の場合 (<u>買い注文のみ</u>)</p> <p>カウンター値により発注された指値価格がその時の買い価格 (ASK)を上回った場合またフォロー値による発注された逆指値価格がその時の買い価格 (ASK)を下回った場合</p> <p>(削 除)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(4)～(13) (現行どおり)</p> <p>4. ～ 5. (現行どおり)</p> <p>6. (現行どおり)</p> <p>(1)～(20) (現行どおり)</p> <p>(21)必要証拠金 保有している建玉を維持するために必要な証拠金です。<u>各銘柄の基準価格 (毎営業日の終値)を基に翌営業日の必要証拠金額を算出します。両建て時の必要証拠金額は、同一銘柄の売建玉と買建玉の証拠金額を比較し、金額の多い方のみ証拠金として必要となります。</u></p>

現行	変更後
<p>(22) 発注証拠金 注文中（未約定）の新規注文に係る必要証拠金です。</p> <p>(以下省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;"><u>平成30年11月3日</u></p>	<p>(22) 発注証拠金 注文中（未約定）の新規注文に係る必要証拠金です。 <u>両建ての場合は、新規注文が約定した場合の同一銘柄の必要証拠金額を比較し、現在の必要証拠金額を超過する差額分が発注証拠金額になります。</u></p> <p>(以下現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;"><u>平成31年2月11日</u></p>